



長野県報

11月5日(木)
平成21年
(2009年)
第2114号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
一般競争入札（地域福祉課）	4
争議行為の公表（2件）（労働雇用課）	5
一般競争入札（信州の木振興課）	5
一般競争入札（管財課）	6
一般競争入札（病院事業局）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（8件）（道路管理課）	7
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	9



長野県告示第517号

平成21年11月27日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

財政課

長野県告示第518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

中山沢、膝立沢、片岡沢、横捲沢、廿越沢、前田沢、廿越沢2、明賀沢、明賀西沢及び十二倉沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中山沢、膝立沢、片岡沢、横捲沢、廿越沢、前田沢、廿越沢2、明賀沢、明賀西沢及び十二倉沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第520号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

味大豆(1)、味大豆(2)他1、味大豆(4)、味大豆(5)他2、味大豆(8)、味大豆(9)他1、一反田、西松尾、和佐尾(1)、和佐尾(2)、富吉(1)他2、中山(1)他1、中山(3)、中山(4)、南(1)他3、瀬戸川平(1)、瀬戸川平(2)他2、瀬戸川落合(1)、瀬戸川平(5)他1、横捲(1)、横捲(2)、瀬戸川落合(2)、廿越(1)他1、廿越(3)、下北尾(1)他1、下北尾(3)、下北尾(4)他3、稗之久保、花岡、牧の内(1)、牧の内(2)、天京、上北尾(1)、上北尾(2)、上北尾(3)、上北尾(4)他1、十二倉、埋牧(1)他4、埋牧(6)、法地番場(1)他2、法地久保(1)、法地久保(2)、法地中村(1)、法地中村(2)、法地中村(3)、法地李平(1)及び法地李平(2)他2

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

味大豆(1)、味大豆(2)他1、味大豆(4)、味大豆(5)他2、味大豆(8)、味大豆(9)他1、一反田、西松尾、和佐尾(1)、和佐尾(2)、富吉(1)他2、中山(1)他1、中山(3)、中山(4)、南(1)他3、瀬戸川平(1)、瀬戸川平(2)他2、瀬戸川落合(1)、瀬戸川平(5)他1、横捲(2)、瀬戸川落合(2)、廿越(1)他1、廿越(3)、下北尾(1)他1、下北尾(4)他3、稗之久保、花岡、牧の内(1)、牧の内(2)、天京、上北尾(1)、上北尾(2)、上北尾(3)、上北尾(4)他1、十二倉、埋牧(1)他4、埋牧(6)、法地番場(1)他2、法地久保(1)、法地久保(2)、法地中村(1)、法地中村(2)、法地中村(3)、法地李平(1)及び法地李平(2)他2

他3、稗之久保、花岡、牧の内(1)、牧の内(2)、天京、上北尾(2)、上北尾(3)、上北尾(4)他1、十二倉、埋牧(1)他4、埋牧(6)、法地番場(1)他2、法地久保(1)、法地久保(2)、法地中村(1)、法地中村(2)及び法地李平(2)他2

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第522号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、町村役場に備え置きます。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
小野中村 (追加)	平成19年1月25日長野県告示第34号で指定した小野中村急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号と5号を結んだ線、標柱4号と右に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と平成19年1月25日長野県告示第34号で指定した小野中村急傾斜地崩壊危険区域の標柱5号を結んだ線に囲まれた区域	上伊那郡辰野町	小野 " " " " "	菖蒲沢 " 前山 五枚畠	3684番イ地先道路敷 3889番口 5988番10 3881番2地先道路敷	8号 9号及び13号 10号及び11号 12号
落合北 (追加)	昭和46年3月29日長野県告示第167号で指定した落合北急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と2号を結んだ線、標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線、標柱14号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と昭和46年3月29日長野県告示第167号で指定した落合北急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡大鹿村	大河原 " " " " "		4203番85 4203番26 4203番14	14号 15号 16号

砂防課

長野県告示第523号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、北安曇郡及び下高井郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 受託者住所

東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 受託者氏名

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成21年10月26日から平成22年3月31日まで

長野県告示第524号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成21年10月29日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成21年11月5日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
竹村みきゑ	飯田市銀座2の3	飯田市銀座2の3

会計課

住宅課